

令和6年度 就学援助申請書

飯塚市教育委員会 様

家庭の経済的理由により、就学援助を受けたいので、
マイナンバー利用を承認のうえ必要書類を添えて申し込みます。

この申請の決定にあたり、必要な範囲内において私及び私の世帯員に係る生活保護法の規定に基づく生活保護の受給状況および収入の状況を確認し、閲覧することに同意します。

(飯塚市立校の場合) 就学援助の対象となっている学校給食費は、飯塚市一般会計へ直接納入することに同意します。また、学校給食費に還付が発生した場合においても直接納入することに同意します。学用品費・修学旅行費等の支給は、学校長へ受領委任致します。

(市外校及び国県立小中学校等の場合) 支給対象の援助費は、口座振込依頼書により指定口座に振込むことに同意します。

申請者 (フリガナ) (保護者)	申請日		年 月 日		
	日中連絡のとれる 連絡先電話番号		() —		
住 所	〒 飯塚市				
小 学 校	学年	児童氏名	中 学 校	学年	生徒氏名
小学校	年		中学校	年	
小学校	年		中学校	年	
小学校	年		中学校	年	
家庭の状況(児童生徒を含めた全員) ※生計を同一にしている方全員 ※続柄は世帯主からみた関係					
氏 名	続柄	生年月日	職業・学校名・学年	備 考	
	世帯主				
申請理由 (あてはまる項目に○をつけてください。)	1 世帯の収入が少ないため生活が非常に苦しく学費の支払いに困っている。 2 その他の事情により、生活状態が悪く困っている。(具体的に記入してください。) <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>				
誓 約	1 就学援助申請書等の記載事項は、事実と相違ありません。 2 就学援助申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにお届けします。				
学校長記入欄(この欄は記入しないでください。)	学校長				

※消えるボールペン・修正液は使用不可。裏面の注意事項をご一読いただき、記入をお願いします。

記入及び提出上の注意

1. 太線枠内の事項について、記入してください。
2. 訂正の際は、誤った箇所に二重線を引き、その下に正しく書き直してください。修正液の使用はできません。
3. お子様のうち、飯塚市立小・中学校と国県立小・中学校等に通うお子様がいる場合は、申請書は別に分けてそれぞれ申請をお願いします。
4. 申請書1枚につき、小学生3人、中学生3人まで記入することができます。
それ以上のお子様~~が~~在学されている場合は、2枚のご記入をお願いします。
***入学準備費の入学前支給の申請をされ、認定された方も、令和6年4月以降に学用品費などの他の費目の就学援助を希望される方は、令和6年度就学援助申請の手続きが必要です。入学準備費の入学前支給の申請をした新1年のお子様の学校名・学年・氏名もご記入ください。**
5. 「学年」は、令和6年度の学年をご記入ください。
6. 「続柄」の欄は、世帯主からみた関係を記入してください。
7. 「申請理由」は、1か2のあてはまる番号に○をつけて、2の場合は具体的な理由を記入してください。
※現在の収入が昨年中と大きく異なる場合（退職や離職等による減収の場合）は、申請の理由欄に記入の上、雇用保険受給資格者証等の写し等を添付していただく場合があります。その場合は教育総務課までおたずねください。
8. 世帯員の中に令和6年度（令和5年中）の所得税の確定申告をされていない方がいる場合や、認定基準を超過した場合には認定ができません。
9. 令和6年1月2日以降に飯塚市に転入された方は、申告した市町村（令和6年1月1日の住民登録地）の令和6年度所得証明書を、6月以降に提出してください。郵便でも請求できますので、必要な書類を該当市町村の税務担当課におたずねください。
（18歳以上の世帯員全員分です）
10. 判定の結果は、郵送にてお知らせします。認定・否認定について必ずご確認ください。

【飯塚市立小・中学校以外の学校に在学されている場合（国・県立小中学校等）】

- 申請書の他に、「口座振込依頼書」の提出をお願いします。※教育総務課にあります。
- 飯塚市立小・中学校に通うお子様がいる場合は、申請書はそれぞれ別に必要となります。
- 受付及び問い合わせは、教育総務課のみとなります。